

医療法人等に係る所得区分計算書 記載の手引き

この計算書の用途等

- 1 この計算書は、香川県内に主たる事務所又は事業所を有する医療法人等（公益法人及び人格のない社団等を含む。）が、地方税法第72条の23第2項の規定により事業税の課税標準額を計算する際に使用します。
- 2 この計算書は、確定申告書又は修正申告書を提出する際に、地方税法施行規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の記載要領7に示す「非課税等所得の計算に関する明細書」として提出するものです。この計算書には、貸借対照表、損益計算書及び法人税法施行規則別表4「所得の金額の計算に関する明細書」の写しを添付してください。
- 3 法人税の申告において租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）第1項の規定の適用を受ける場合は、この計算書の提出及び貸借対照表等の添付の必要はありません。ただし、その場合は、法人税法施行規則別表10(6)を必ず添付してください。

各欄の記入のしかた

1 「社会保険等診療収入」

地方税法第72条の23第3項に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスにつき支払を受けた収入金額を記載します。

※なお、被保険者が負担する一部負担金及び家族療養費として負担する金額を含みます。よって、香川県老人・重度心身障害者等又は母子家庭等医療費支給事業（いわゆる68・69老人医療・重心医療・母子医療）や県内の市町が行っている乳幼児に対する医療費の助成事業（いわゆる乳幼児医療）等の自己負担分も含みます。

※社会保険診療査定損益については、その通知のあった事業年度の収入金額に加算又は減算します。

※これらを預金した場合に付される利息による収入金額は含みません。

2 「労働者災害補償保険診療収入」

労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付につき支払を受けた収入金額を記載します。

3 「自由診療収入」

いわゆる自由診療による収入金額を記載します。なお、「社会保険等診療収入」及び「労働者災害補償保険診療収入」以外の公害健康被害の補償等に関する法律、自動車損害賠償保障法等の規定に基づく療養の給付により支払を受けた収入金額も含みます。

4 「その他に係る診療収入」

医療収入金額で「社会保険等診療収入」、「労働者災害補償保険診療収入」及び「自由診療収入」以外の収入金額を記載します。受託医療収入金額、嘱託医療収入金額、健康診断証明収入金額、医療相談収入金額、検査料等収入金額、室料の差額収入金額、診断書等の文書料収入金額等がこれにあたります。

5 「按分率①又は按分率②」

按分率の計算にあたっての小数点以下の桁数の取り方は次の例にならってください。

(例) 医療総収入金額が674,000,000円、社会保険等診療収入金額が246,000,000円の場合の按分率①の計算
 $246,000,000 \text{円} \div 674,000,000 \text{円} = 0.3649851632\dots$

医療総収入金額674,000,000円は全部で9桁ですが、千円以上の桁数は下線部のとおり6桁ですから、按分率も小数点以下6桁（下線部分）までとり、小数点7桁以下は切り捨てます。よって按分率①は0.364985となります。

※なお、医療直接経費について、収入金額の比以外の按分（延患者数による按分、使用薬価による按分等）を用いる場合は、その根拠となる按分計算を表示した上で、当該按分率を「按分率①」の欄に記載します。

6 「その他雑収入」

医療事業に係る収入金額で、受取利息以外の医療事業に付随する収入金額を記載します。補助金等、不用品の売却収入、売店収入、電気・ガス・電話・寝具等使用料収入、寄付金、医薬品の仕入割戻し収入（リベート）等の収入金額がこれにあたります。

土地、有価証券等の譲渡又はこれに類するものの収入は含みません。

資産・物品等の貸し付け収入金額、商品販売収入金額があり、それらの収入が独立した事業部門と認められない程度の軽微なもの（医療事業の収入金額の1割程度以下）であり、医療事業の付帯事業として行われていると認められるものについては、これらを収入金額に含めて計算します。

7 「課税分」及び「非課税分」

それぞれの項目につき、非課税分（社会保険等診療に係る益金・損金）の金額が明確に区分できる場合は、その金額を「非課税分」の欄に記載し、「総額」から「非課税分」の金額を減算した額を「課税分」の金額として記載します。

非課税分の金額が明確に区分できない場合は、按分率①又は②により非課税分の金額を算出（円未満切り捨て）してその金額を「非課税分」の欄に記載し、「総額」から「非課税分」の金額を減算した額を「課税分」の金額として記載します。

8 「医療直接経費」

医療直接経費のうち「課税分」と「非課税分」が明確に区分できる経費は「(区分)」の行の()内に記載し、区分できないものは按分率①により按分し、「按分率①」の行の欄に記載します。

9 「売上原価」

薬品費・材料費・患者給食材料費等の売上原価を記載します。

10 「人件費」

医師・薬剤師・看護師等の人件費で直接医療に係るものを記載します。

11 「減価償却費」

医療機器・診療用の車両・運搬具等の減価償却費で直接医療に係るものを記載します。

12 「その他直接経費」

検査料・外注費・旅費・通信費・図書印刷費・接待交際費・会議費・消耗品費・宣伝広告費・福利厚生費・水道光熱費・地代家賃・負担金・修繕費・被服費・衛生費・患者に関する賄費・寝具料等の金額を記載します。

13 「共通一般管理費」

資産の譲渡損又は廃棄損・役員報酬・人件費（事務職員等直接医療に係らないもの）・法人事業税以外の公租公課・保険料・企業年金・顧問料・退職金・減価償却費（建物等の直接医療に係らない部分のあるもの）を記載します。

このうち「課税分」と「非課税分」が明確に区分できる経費は「(区分)」の行の()内に記載し、区分できないものは按分率②により按分し、「按分率②」の行の欄に記載します。

14 「各種引当金」又は「各種準備金」

各種引当金又は各種準備金の当期繰戻額と当期繰入額を相殺した金額を総額の欄に記載し、その総額を按分率②によって按分し非課税分を算出した後、その総額からその非課税分を控除して課税分を求め、それぞれ記載します。

相殺した結果、繰入額が繰戻額をうわまわる場合は、△を付して記載します。

15 「医療事業以外に係る当期損益」

医療事業以外の事業に係る当期の利益又は欠損の金額、土地等の譲渡益（損）、有価証券の売却益（損）、その他これらに類するものの額がある場合に記載します。

16 「税引き前当期損益」・「税引き後当期損益」

損益計算書の「税引き前当期損益」又は「税引き後当期損益」と一致します。

17 「法人税法の別表 4」

法人税申告書別表 4（法人税法施行規則別表 4）の加算額・減算額のうち「課税分」と「非課税分」のいずれかに明確に区分できるものはそれぞれ区分した金額を記載し、区分できないものは項目の内容にしたがって按分率①又は②により按分して記載します。

法人事業税に係る項目は「区分」の行の「課税分」に記載します。

18 「所得金額又は欠損金額」

総額を第 6 号様式別表 5 の「所得金額又は個別所得金額」の欄に転記します。この総額は、「法人税申告書別表 4」の「総計」と一致します。

非課税分を第 6 号様式別表 5 の「社会保険等に係る医療の所得」に転記します。ただし、損金の額に算入した所得税額がある場合は按分率②により按分し、その非課税分を算入した上で転記してください。